

藤沢都市計画地区計画の決定（藤沢市決定）

都市計画藤沢駅南口391地区地区計画を次のように決定する。

名 称	藤沢駅南口391地区地区計画	
位 置	藤沢市南藤沢地内	
面 積	約0.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、J R藤沢駅南口の駅前に位置し、湘南の玄関口としての役割を高めながら、南北間の連携を強化した多機能回遊型の中心市街地をめざす「都市拠点」の一端を担い、商業・業務・サービス機能等の集積をするとともに、これまでに整備された都市基盤を活かした建物更新の促進等により、オープンスペースの充実や歩行空間及び防災機能の確保と併せて土地の高度利用を図る地区である。本地区計画は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の防災基盤となる安全・安心な市街地の形成 2 基盤施設の再編による駅前交通環境の改善 3 駅前再生の核となる都市機能の強化 4 駅前の顔や地域の活力を創出する街並みの形成 <p>という、藤沢駅周辺地区再整備構想・基本計画に沿った都市機能の集積や駅前にふさわしい一体的な都市環境と良好な市街地環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区は、都市拠点にふさわしい複合的な都市機能の集積と良好な市街地環境の形成を目指し、土地の高度利用により商業・業務、宿泊機能等の多様な機能の導入を図る。</p>
	公共施設等の整備の方針	<p>本地区内に整備されるその他の公共空地の機能が損なわれないよう、所有者による適切な維持保全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ①周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、駅前のにぎわい形成に寄与するため、藤沢駅南口駅前広場の一部を整備する。 ②歩行者、自転車、自動車の交通環境を向上させるため、鶴沼2号線を拡幅整備する。 2 広場の整備方針 <p>駅前に憩い・滞留空間を創出するため、建築物と一体となったにぎわいを形成するエントランス空間として広場1号を整備する。</p> 3 歩行者ネットワークの整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ①安全で快適な歩行者空間を確保し、歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号を整備する。 ②藤沢駅と周辺市街地をつなぐ、デッキレベルにおける回遊性の向上を図る動線として歩行者通路1号を整備する。 ③歩行者通路1号及び地上、地下を立体的につなぐ、安全で快適な歩行者空間として歩行者通路2号、3号を整備する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の高度利用を図り、魅力ある市街地の形成をめざすため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の建築面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度を定める。 2 安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	広場1号 面積 約310㎡ 歩道状空地1号 幅員 4.0m 延長 約50m 歩道状空地2号 幅員 2.0m 延長 約50m 歩行者通路1号 幅員 2.0m 延長 約35m 備考 歩行者デッキ 歩行者通路2号 幅員 1.6m 延長 約11m 備考 エレベーター 歩行者通路3号 幅員 2.0m 延長 約56m 備考 エスカレーター
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 共同住宅 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項の各号に掲げる用に供する建築物、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの	
	建築物の容積率の最低限度	10分の60	
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の7	
	建築物の建築面積の最低限度	2,000㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から建築基準法第42条第1項に定める道路の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上とする。ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ及びこれに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 公益上必要なもの	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路の境界線との間の土地の区域については、歩行者の通行の妨げとなるような工作物は設置してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。 1 歩行者の交通安全対策上必要なもの 2 公益上必要なもの	
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとするとともに、次に示す高さを超えてはならない。 80m	

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり